⑷　その他

⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後63日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該63日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

①　移動制限区域内のと畜場の事業を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

②　移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を移入すること。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

口蹄疫防疫指針第９を準用する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

口蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11　病原体の浸潤状況の確認

１　疫学調査

⑴　調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも63日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、病原体に汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

⑵　疫学関連家畜

調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後56日を経過した後に血清抗体検査を行う。

①　病性判定日から遡って29日以上63日以内に患畜と接触した家畜

②　病性判定日から遡って29日以上63日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜

③　病性判定日から遡って63日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜

④　第４の２の⑵の⑤及び⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

２　移動制限区域内の周辺農場の調査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

①　電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

②　立入検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（鹿にあっては、５頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満４月以上満17月未満）のものに限る。）及び鹿にあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑵　清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後52日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿にあっては、５頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑶　検査員の遵守事項

⑴及び⑵の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

②　当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

③　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

④　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

３　その他

口蹄疫防疫指針第11の３を準用する。

第12　ワクチン（法第31条）

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（ＯＩＥ）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。

このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第13　消毒薬

牛肺疫菌は、マイコプラズマであることから、次亜塩素酸ナトリウムなど日常使用している消毒薬が有効である。

第14　家畜の再導入

口蹄疫防疫指針第14を準用する。

第15　発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16　その他

口蹄疫防疫指針第16を準用する。

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年10月７日

農林水産大臣　鹿野　道彦

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

１　アフリカ豚コレラは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

２　アフリカ豚コレラは、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。

３　現在、

①　主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること

②　近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること

③　国際的な人・物の往来が増加していることから、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。

また、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。

４　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラが侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。